

平成30年度

福岡市教育センター運営委員会

日時 平成30年11月5日(月) 午前9時30分～  
会場 福岡市教育センター 本館 会議室

福岡市教育センター

平成30年度

## 福岡市教育センター運営委員会資料

### 【目次】

(1) 概要	1
(2) 事業計画	
① 研修講座の企画・実施	1
② 派遣研修の実施	1
③ 研修指導員等による指導・支援	2
④ 授業力向上支援センターにおける教育情報の提供	3
⑤ デジタルコンテンツの推進	3
⑥ 教育の情報化の推進支援	3
⑦ 研究推進の支援	3
⑧ 研修員等による調査研究	4
⑨ 教育課題全般に関する業務	5
(資料) 平成29・30年度校内研究推進校	6
平成29・30年度教育センター研究協力校	7
(3) 各課の課題	8
(4) 福岡市教育センター条例	12
福岡市教育センター条例施行規則	13

## 教育センター



- 所在地 早良区百道三丁目10番1号
- 建物構造 鉄筋コンクリート 4階建
- 延床面積 7,825㎡
- 敷地面積 6,480㎡
- 設置年月日 昭和24年5月7日(教育研究所)  
昭和57年2月1日(教育センター)

### (1) 概要

教育センターは、教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び教育関係職員の研修等を行うことを目的として設置され、信頼に応え得る教職員を育成するために、教職員の資質・能力の向上・活性化を図る研修・研究を充実させることを方針とし、研修事業、調査研究事業及び教育課程業務を実施しています。

研修事業では、教職員の指導力向上をめざし、経験年数・職能・課題に応じた研修講座を実施しています。

調査研究事業では、学校現場の支援として、校内研究推進事業や教育センター研究協力事業のほか、学校訪問・来所相談での指導・助言を行っています。また、授業力向上支援センターにおいて、教育情報の提供や指導・助言を行っています。さらに、各種派遣研修、研修員等による調査研究、教育の情報化の推進を行っています。

教育課程業務では、教育指導計画、修学旅行や自然教室等の特別活動に関する業務を行っています。

### (2) 事業計画

#### ① 研修講座の企画・実施

##### <目的>

教職員の指導力向上の充実を図り、福岡市学校教育を支える人材育成を推進し、福岡市教育の充実・発展に寄与します。

##### <内容>

「教職員の指導力向上を図るために、それぞれのキャリアステージやニーズに応じて研修を受講できるように、研修内容を整理し、研修講座を構築す

る」という編成方針の下、経験年数・職能・課題に応じた研修講座を企画・実施します。

研修講座の編成は、以下のとおりです。

#### ○ 経験年数研修

教職員の経験年数に応じて求められる資質・能力の向上を図る研修

1年次研修，2年次研修，3年次研修，6年次研修，中堅教諭等資質向上研修を実施しています。

#### ○ 職能研修

職能に応じて求められる資質・能力の向上を図る研修

校長・園長，副校長・教頭・副園長，事務職員，常勤講師や非常勤講師等の職種に応じた研修や人権教育担当者や特別支援学級教員，研究主任等の役割に応じた研修を実施しています。

#### ○ 課題研修（学習指導）

教科・領域に関する専門的知識・技能を習得し，学習指導力の向上を図る研修

小学校英語の早期化・教科化に対応し，小学校外国語活動中核リーダー養成研修については，平成31年度までにすべての学校の外国語活動担当教員が受講するようにしています。また，英語授業の高度化に対応し，中学校英語授業改善研修については，平成32年度までにすべての英語科教員が受講するようにしています。

#### ○ 課題研修（その他）

今日的課題等を取り上げ，学校教育の充実を図る研修

教育の動向に沿った内容や特別支援教育，教育相談，各種教育等，様々な教育の課題に応じた研修を実施しています。

#### ○ 福岡市教師道場

ベテランの知識・技能や指導力の継承及び若手・中堅の人材育成等を目的とした研修

「学校経営・生徒指導スキルアップ道場」「ICT活用スキルアップ道場」「小学校スキルアップ道場」「イングリッシュキャンプ」等の教員としての指導力向上のための研修を実施しています。

#### ② 派遣研修の実施

##### ア 教職員等中央研修

##### <目的>

学校経営力向上のための高度で専門的な知識等を習得させ，各地域の中核となる校長，副校長・教頭，中堅教員及び事務職員等を育成します。

<内容>

学校組織マネジメント、教育政策の諸動向、防災と安全管理、カリキュラム・マネジメント等

<派遣状況>

平成 29 年度（6 人）、平成 30 年度（6 人予定）

イ 英語教育海外派遣研修

<目的>

当該国の教育活動への参加や実生活を通じて確かな知識の習得及び指導力の向上を図るとともに、その成果を教育委員会が実施する研修等に活用し、本市英語教育の充実を図ります。

<内容>

英語教育に関する実践的な研究、派遣国の学校での授業実践、教育制度・社会状況に関する情報収集等

<派遣状況>

平成 29 年度（2 か月 1 人）

平成 30 年度（2 か月 1 人予定）

ウ 国立特別支援教育総合研究所派遣研修

<目的>

障がいのある児童生徒の教育を担当する教職員を対象に、特別支援教育に関する専門的知識及び技術を深め、指導力の向上を図るとともに、その成果を教育委員会が実施する研修内容に生かし、福岡市特別支援教育の一層の充実を図ります。

<内容>

特別支援教育に関する講義、演習、研究協議、実地研修、課題研究等

<派遣状況>

平成 29 年度（2 か月 1 人）

平成 30 年度（2 か月 1 人予定）

エ 長期社会体験研修

<目的>

学校教育の場を離れ、民間企業等での体験研修を通して、社会人としての幅広い知見と豊かな人間性の習得をめざし、これからの学校教育に必要な教員の資質や指導力の向上を図ります。

<内容>

経営や人材育成及び経営に生かす発想等についての民間企業等での体験研修

<派遣状況>

平成 29 年度（1 人）

平成 30 年度（1 人予定）

③ 研修指導員等による指導・支援

研修指導員等が、指導に課題がある教職員に対して指導・助言を行い、指導力向上を図ります。

ア 指導に課題がある教職員に対する取組

(ア) 研修指導員等（元校長：嘱託員）による全校校・園訪問

<内容>

研修指導員等が、全学校・園を訪問し、校・園長から、教職員の教科指導や学級経営などの指導の状況を聴取します。

(イ) 指導に一部課題がある教職員に対する支援

<対象>

教科指導や学級経営などの指導において、一部課題がある教職員

<内容>

校・園長の要請に応じて、研修指導員が、授業やコミュニケーションなど個々の課題に応じた指導を実施します。（最長 6 日間）

(ウ) 指導に著しい課題がある教職員に対する支援

<対象>

教科指導や学級経営などの指導において、著しい課題がある教職員

<内容>

校・園長の要請に応じて、研修指導員を中心に、研修・研究課及び教育委員会事務局担当課が連携し、個別指導を実施します。（最長 1 年間）

(エ) 指導が不適切な教職員に対する支援

（指導改善研修）

<対象>

知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力に著しい課題があり、指導が不適切な教職員

<内容>

研修指導員が、教育センターにおいて、教科指導や生徒指導、学級経営等に関する研修、社会体験研修などを実施します。（1 年間：最長 2 年間）

イ 体罰等の不祥事を起こした教職員に対する取組（特別研修）

<対象>

教育現場において体罰等の不祥事を起こした教職員

<内容>

研修指導員が、教育センターにおいて、服務・倫理研修を実施します。

④ 授業力向上支援センターにおける教育情報の提供

学校運営や学級経営、授業づくり等を支援し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

ア 教育関係図書等

教育関係図書、教育関係資料を収集、保管し、教育実践に役立つ情報の提供を行います。

○ 教育関係図書、教育関係資料の収集、

保管、展示、貸出

○ 教科書の保管、展示

イ 視聴覚教材

視聴覚教材を収集、保管し、学校・園における校内研修や授業づくりに役立つ情報の提供を行います。

- 教育関係VTR、DVDの収集、保管、展示、貸出

ウ 支援ネット

授業づくりに役立つ学習指導案、研究紀要、動画等の提供を行います。

- 教育センターホームページの支援ネットによる学習指導案、研究紀要等の提供

<利用者数・保有数・貸出数>

(平成30年3月31日現在)

	29年度
来所者数	12,955人
支援ネット利用者数	8,442人
図書蔵書数	31,714冊
教育資料保有数	15,752冊
VHS保有数	2,581本
DVD保有数	353本
学習指導案(福岡市)	4,165本
学習指導案(福岡市外)	1,739本
図書・教育資料貸出数	1,622冊
VHS・DVD貸出数	214本

⑤ デジタルコンテンツの推進

福岡市教員育成指標に基づき、以下の研修効果を高めるためのデジタルコンテンツを作成・編集し、配信を行います。

- ア 経験年数研修・職能研修等における研修資料
- イ 日々の授業や校内研究に資する授業づくりの資料や授業動画等の指導資料
- ウ その他、研修・研究に関するコンテンツ

⑥ 教育の情報化の推進支援

ア ICT活用指導力の向上に係る整備  
教職員のICT活用指導力の向上を図るための研修を行っています。

- ・ICT活用指導力の向上を図る研修講座の実施
- ・研修講座等における講師のICT活用の促進

イ 学校教育情報ネットワーク整備

学校教育情報ネットワークの情報システム環境の機能を充実・改善することにより、教職員の資質・能力の向上を図ります。

- ・イントラネットの整備
- ・有害情報・違法情報の排除(フィルタリング)
- ・セキュリティの確保
- ・ネットワーク管理の効率化
- ・ヘルプデスクによるサポート

- ・研修後アンケート等のモバイル入力回答への移行

ウ 学校・園ホームページの充実

学校・園の教育目標やめざす幼児児童生徒像、教育活動を発信し、家庭・地域と共有することを促進し、社会に開かれた教育課程の実現の一助とします。また、学校・園の自主的・自律的な情報管理の確立を図ります。

- ・学校・園ホームページの運用・管理
- ・学校・園ホームページの更新支援
- ・学校・園ホームページの更新システムの運用・管理
- ・「輝ける学校ホームページ校・園」の表彰
- ・福岡市立学校・園ホームページ公開指針の改訂・運用
- ・情報セキュリティに関する指導

⑦ 研究推進の支援

ア 校内研究推進校への支援

<目的>

福岡市の教育課題及び各学校・園の教育課題の解決を図るために、全ての学校・園において、校内研究の充実と教員の授業力向上をめざしています。

<内容>

新学習指導要領の趣旨及び「新しいふくおかの教育計画 後期実施計画」や「学校教育指導の重点」等に基づき、各学校・園の幼児児童生徒の実態に応じた研究主題を設定し、授業・保育を通じた実践的研究を進めています。

<方法>

- 全ての学校のうち、ローテーションによりグループから2校が対象校・園となります。2年間を研究期間として、2年目に全学級の授業公開と協議会を行っています。
- 小学校21グループ、中学校10グループ、特別支援学校1グループ、高等学校1グループの合計33グループを構成しています。なお、幼稚園は近隣校への参加としています。
- 研究期間中は予算措置を講じるとともに、教育センターの指導主事等が継続的に校内研究を推進するための指導助言にあたっています。

イ 教育センター研究協力校への支援

<目的>

福岡市喫緊の課題や教科領域等の先進的教育課題の解決を図るために、学校と教育センターが協力してその方途を探り、福岡市教育の振興・充実をめざしています。

<内容>

- 新学習指導要領の趣旨及び「新しいふくおかの教育計画 後期実施計画」や「学校教育指導の重点」等に基づき、教科領域等の先進的な課題解決の方途について、学校と教育センターが協力して、授業を通じた実践的研究を進めています。

<方法>

- 年度毎に協力校を3～5校決め、主題、研究構想、推進計画等を教育センターと学校が協議を重ねながら研究を推進しています。
- 研究期間は2年間とし、その間は予算措置を講じるとともに、教育センターの指導主事等が継続的に協議及び指導助言にあたり、2年目に全市に向けて授業公開と協議会を行っています。

ウ 学校・園への支援（学校訪問、来所相談）

<目的>

各学校・園の校内研修・校内研究・授業研究等に対して、学校訪問による指導助言及び来所相談に応ずる指導助言を行い、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、各学校・園の研修・研究の充実を図っています。

<内容>

- 校内研修会・校内研究会・授業研究会等での指導助言(学校訪問)
- 校内研修・校内研究・授業等に関する指導助言、指導上の悩みに関する指導助言(来所相談)
- 配慮を要する幼児児童生徒に対する支援に関する指導助言（学校訪問・来所相談）

エ 教育実践研究

<目的>

新しい教育課題に関する先進的研究や日々の教育実践の改善のために、学校・園の実態及び児童生徒の発達段階と特性を十分考慮して、成果をあげた教育実践研究を広め、教職員の資質向上と福岡市教育の振興に役立つようにしています。

<部門>

- 教育実践論文部門  
教育課題・研究課題について、確かな理論のもとに仮説を立てて検証し、その結果と考察から課題解明をめざしています。  
・教育指導  
・学校経営・運営
- 教材・教具部門  
学習指導の工夫改善や特別支援教育の充実のために、児童生徒の実態に基づいて教具・教材を開発し、その作成手順と

有効な使用法及び成果をまとめています。

⑧ 研修員等による調査研究

ア 研修員による調査研究

長期研修員による調査研究は、「新しいふくおかの教育計画 後期実施計画」の具現化や福岡市喫緊の教育課題の解決に向けた調査研究を行い、具体的方途を提言するとともに、教育専門職員としての資質と指導力の向上をめざすことを目的として実施しています。非常勤研修員による調査研究は、福岡市の教育課題の解決や新学習指導要領の全面実施に向けた実践研究を行い、教育実践上の基礎資料の提供を通して、全市への還元を図るとともに、教育実践に関する専門的知識や技能の習得をめざすことを目的として実施しています。

平成29年度は、長期研修員12名と非常勤研修員54名が、指導主事及び研究指導員（大学教授等）に指導を受けながら、各研究室で調査研究を進めました。WEB会議システムを活用した研究指導員（福岡教育大学）からの指導も、積極的に受けています。年度末に研究報告書を作成し、研究発表会を実施しました。

平成30年度の研究教科・領域等は、以下のとおりです。

- 長期研修員による調査研究
  - ・国語科（小・中）
  - ・社会科（小・中）
  - ・算数、数学科（小・中）
  - ・理科（小・中）
  - ・外国語活動、外国語科
  - ・人権教育
  - ・特別支援教育
  - ・道徳科
  - ・情報教育（小・中）
- 非常勤研修員による調査研究
  - ・マネジメント
  - ・人権教育
  - ・特別支援教育
  - ・国語科
  - ・社会科
  - ・算数、数学科
  - ・理科
  - ・音楽科
  - ・図画工作、美術科
  - ・家庭、技術・家庭科
  - ・体育、保健体育科
  - ・道徳科
  - ・外国語活動、外国語科

イ 指導主事による調査研究

福岡市における教育課題並びに福岡県,九州地区,指定都市及び全国の教育研究所連盟等の共同研究課題を解明するため,指導主事等による調査研究を行い,その成果は研究発表会や刊行物を通じて公表します。

- ・指定都市教育研究所連盟関係
- ・全国教育研究所連盟関係
- ・九州地区教育研究所連盟関係
- ・福岡県教育研究所連盟関係

⑨ 教育課程全般に関する業務

教育課程に関する研修ならびに指導を通して,各学校が適切で,特色ある教育課程の立案をもとに,学校運営・管理を図ることができるようにする。

ア 教育課程に関する業務

- ・教育課程説明会の実施
- ・各教科等に関する指導・助言
- ・教育指導計画作成及び実施
- ・教育課程研究指定に関する業務
- ・教育課程特例校に関する業務

イ 特別活動等に関する業務

- ・儀式的行事
- ・体育的行事(運動会・体育会等)
- ・旅行集団宿泊的行事(修学旅行・自然教室等)
- ・勤労生産奉仕的行事(職場体験学習等)
- ・施設活用体験学習(科学館一日体験学習等)

ウ その他事業

- ・体力向上推進事業
- ・科学わくわくプラン事業
- ・教職員及び学校・園の表彰
- ・教育研究助成団体支援事業
- ・学校評価サポート事業

エ 学校担当業務

- ・学校訪問での指導・助言
- ・校内研究推進校への支援
- ・教育指導計画作成及び実施に関する指導・助言
- ・1年次研修の推進に関する指導・助言
- ・周年行事対応
- ・各種実施届等に関する指導

平成29・30年度 校内研究推進校

	学校名	授業公開期日	研究領域等	研究主題
1	草ヶ江小学校	6月29日(金)	健康教育 (体育・保健, 食育)	すこやかな心と体をつくる実践力をもった草ヶ江っ子の育成
2	西陵小学校	9月14日(金)	特別活動	主体的に社会の形成に参画しようとする態度を育てる学級活動(2)(3)の創造 ～資質・能力を育む学びの工夫を通して～
3	早良小学校	9月14日(金)	算数	自分の考えを進んでつくり上げる子どもを育成する算数科学習指導 ～一人一人に見通しをもたせる手だての工夫を通して～
4	吉塚中学校	9月14日(金)	道徳	道徳的判断力を育てる道徳科授業の創造 ～生徒が考え, 議論することを誘発する発問の工夫を通して～
5	小呂小中学校	9月18日(火)	各教科	主体的に学習に取り組む子どもの育成 ～子ども自身のPDCAサイクルを通して～
6	若久小学校	9月26日(水)	理科・生活	理科・生活科・生活単元学習の見方・考え方を働かせながら主体的に問題解決できる児童の育成 ～対話的な学びの工夫を通して～
7	大原小学校	9月26日(水)	各教科	「こつこつ」「いきいき」「ぼかぼか」を具現化するカリキュラム・マネジメント ～多様な学びの場の中で, 仲間とかかわり合いながら, 意欲的に取り組む子どもの姿を求めて～
8	宮竹中学校	9月26日(水)	各教科	主体的に学ぶ能力の育成をめざした教育活動 ～交流活動の工夫を通して～
9	箱崎小学校	9月28日(金)	算数	活用する力を高める算数科学習指導法の研究 ～学習問題2の工夫を通して～
10	春住小学校	9月28日(金)	道徳	互いのよさを認め合う児童を育む道徳学習指導の在り方 ～道徳的価値の自覚を図る授業づくりと日常場面での振り返りの活動を通して～
11	梅林中学校	9月28日(金)	道徳	「梅中人権宣言」を実践できる生徒の育成 ～「道徳科」における学習指導過程の工夫を通して～
12	室見小学校	10月5日(金)	体育	一人一人が運動の楽しさを実感し, たくましく生きる室見っ子の育成 ～子どもの実態に応じた運動の取り上げ方と学習指導の工夫を通して～
13	北崎小学校	10月5日(金)	算数	自分の考えをつくり表現する算数科学習指導 ～操作活動をいかした表現の手だての工夫を通して～
14	東若久小学校	10月5日(金)	理科・生活	子どもの考えを深める生活科・理科・生活単元学習 ～交流活動の工夫を通して～
15	千早西小学校	10月5日(金)	国語	対話的に読む力を育てる国語科学習指導の研究 ～問いと発見を大切に交流活動の工夫を通して～
16	松島小学校	10月12日(金)	算数	主体的に問題を解決する子どもを育む算数科学習指導 ～導入と展開の工夫を通して～
17	香椎第3中学校	10月12日(金)	各教科	主体的に学習に取り組む生徒の育成 ～「授業改善」と「学びの土台づくり」を通して～
18	横手中中学校	10月12日(金)	各教科	基礎基本の定着を図り, 学びを深める教育活動 ～言語活動の充実を通して～
19	和白東小学校	10月19日(金)	国語	学び合う姿を育てる国語科学習指導法の研究 ～物語文の指導における, 交流活動の工夫を通して～
20	弥永西小学校	10月19日(金)	算数	自ら解決する力を育てる算数科学習指導法の研究 ～「交流する」段階における算数的活動の工夫を通して～
21	柏原小学校	10月19日(金)	理科・生活	自分の考えを表現できる子どもの育成 ～生活単元学習・生活科・理科における, 表現意欲が高まる教材・教具の工夫を通して～
22	原北中学校	10月19日(金)	各教科	自立的学習者を育てる学習指導の工夫改善 ～見通しと振り返りを意識させた自己評価表の活用を通して～



23	飯倉小学校	10月26日(金)	社会・生活	自ら学びに向かう子どもを育てる生活科・社会科・生活単元学習の在り方 ～次の活動への意欲を高める学習活動の工夫を通して～
24	東月隈小学校	10月26日(金)	算数	主体的に学ぶ意欲をもち、わかった・できたと実感できる算数の授業づくり ～複数問題を取り入れた学習過程の工夫を通して～
25	当仁中学校	10月26日(金)	道徳	自他を大切に育てる生徒を育てる道徳教育の推進 ～振り返りタイムを取り入れた道徳の授業の取り組み～
26	元岡中学校	10月26日(金)	各教科	ひとりひとりを大切にされた教科指導のあり方 ～小グループを生かした学習活動の工夫を通して～
27	西戸崎小学校	11月16日(金)	国語	生き生きと考えを伝え合う子どもの育成 ～相手意識や目的意識をもち、意欲的に話したり聞いたりする国語科学習の授業づくりを通して～
28	城香中学校	11月16日(金)	各教科	全員が「わかる」「できる」を実感できる授業づくりの追求 ～ユニバーサルデザインの視点から～
29	弥生小学校	11月22日(木)	社会・生活	根拠をもって自分の考えをつくらることができる児童の育成 ～生活科・生活単元学習：体験における気づきを大切にされた表現を通して～ ～社会科：資料の見方を大切にされた表現を通して～
30	長尾小学校	11月30日(金)	算数	意欲的に考え表現する子どもを育む算数科学習指導 ～少人数交流活動の工夫を通して～
31	若久特別支援学校	1月18日(金)	特別支援教育	児童生徒を取り巻く環境への働きかけを中心とした支援の在り方 ～行動分析学的手法を用いて、支援の場面や幅を広げる～

※ 平成29・30年度校内研究推進校は、平成30年度に、授業公開と協議会を行います。

#### 平成29・30年度教育センター研究協力校

	学校名	授業公開期日	研究領域等	研究主題・副主題
1	席田小学校	6月29日(金)	算数	自ら考える力を育成する算数科学習指導の研究 ～育てたい力を明確にした単元計画と各段階における手だての工夫を通して～
2	百道浜小学校	9月28日(金)	国語・社会	他者と関わりながら、自分の考えを確かにしていく国語科・社会科学習の研究 ～対話活動の工夫を通して～
3	東光中学校	11月9日(金)	教育課程	21世紀型能力の育成をめざした学習活動の創造 ～『学び合い』による深い学びとカリキュラム・マネジメントによる授業づくりを通して～
4	入部小学校	11月22日(木)	特別活動	学級や学校のために進んで行動する子どもを育てる特別活動の在り方 ～自他のよさや可能性を生かす学級活動(1)の指導の工夫を通して～

※ 平成29・30年度教育センター研究協力校は、平成30年度に、授業公開と協議会を行います。

# 【各課の課題】

## 1 管理課

### (1) 本館施設・設備の老朽化について

本館（昭和57年2月竣工）については、耐震改修が必要とされる建物と診断されていること及び開所以来36年目を迎え、施設の老朽化や設備の機能低下等が急激に進んでいる。

今後とも、計画的に大規模修繕や設備の取替等を行い、施設・設備の維持管理に努めていく。

《アセットマネジメント導入による一般建築物の数値目標》

- ・市有建築物の耐用年数は、原則として80年を目標とする。

### (2) 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について

国（総務省）から29年7月までに本市の情報ネットワーク（教育情報ネットワークを含む。）とインターネットを分離するよう指示があり、学校内部事務を行う庁内ネットワークとインターネットを分離する作業を行ったところである。

今後とも、ウイルス感染等のインターネット上の脅威について、庁内ネットワークに影響が及ばないように、セキュリティ強化を図っていく。

## 2 デジタルコンテンツ推進担当

### (1) 教員研修を支えるコンテンツ配信について

採用増などに伴い研修の充実が求められる中で、教員の働き方改革も意識した研修の在り方を検討する必要性が生じている。HP内に教員用研修サイト「ふくおかe研修」を開設し、福岡市教員育成指標に基づいた研修用コンテンツを配信している。今年度は、1年次研修の一部を配信することで研修時間の短縮化（45分）を図っている。今後は、教員の働き方改革も意識した研修のしくみを検討していくとともに、配信する研修用コンテンツを充実させ、教員の資質能力向上に努めていく。

## (2) ネットワーク分離後の情報発信について

昨年度のネットワーク分離により、校務系のパソコンから教育センターが発信する情報を活用することが困難な状況になっていた。この問題を解決するために、新たに教員用イントラネット「スクールF ネット」を開設し、ネットワーク分離前と同様に校務系のパソコンからも教育センターが発信する情報を活用できる環境を整えた。今後は、教育センターから発信する情報の内容を充実させるとともに、データの送受信を簡単にするなどの機能を充実させることで、学校へのサポートを強化していく。

## 3 研修・研究課（研修講座等担当）

### (1) 研修講座の改善・充実

#### ○ 経験年数研修・職能研修の在り方について

福岡市教員育成指標を基に、経験年数研修（1年次、2年次、3年次、6年次、中堅教諭等資質向上研修）及び校長研修、教頭研修、養護教諭研修、栄養教諭研修等の職能研修をさらに改善していく。

教職員の負担軽減を考慮し、研修実施時期や回数、内容、方法等の見直しを進め、教職員のキャリアステージに応じた研修計画をさらに改善していく。

・実施講座総数：H29年度…190講座 485回

H30年度…171講座 388回

・経験年数研修総数：H29年度197回→H30年度148回

#### ○ 魅力ある研修講座の企画・運営

毎年、研修講座の受講者アンケート等をもとに、研修講座の改善・充実に努めている。今後も、喫緊の教育課題や教職員のニーズ等を考慮しながら、研修講座の講師選定や研修内容・研修方法の改善・充実に回り、魅力ある研修講座を企画・運営していく。

## (2) 指導に課題がある教職員に対する支援

### ○ 研修指導員・研修指導教員・巡回研修指導教員による支援

現在、6名の研修指導員・3名の研修指導教員・8名の巡回研修指導教員が、全227校・園を分担し、授業参観や面談等を通して、指導に課題がある教職員に対する支援を行っている。大量採用が続いている状況を踏まえ、今後、よりきめ細やかな支援を実施していく。

## 4 研修・研究課（教科等指導担当）

### (1) 学習指導要領の改訂に向けて

新学習指導要領の確実な実施のため、教育課程説明会等の充実を図る必要がある。現在、各学校で視聴できるデジタルコンテンツ化することを検討している。

### (2) 定型書類の様式見直し

各学校から提出してもらう文書を現在の状況に合わせて見直しをしていく必要がある。

### (3) 本庁と教育センターの連携

学校への指導・支援のために、学校指導課との連携とともに、生徒指導課との情報共有をより綿密に図っていく必要がある。

## 5 研修・研究課（調査研究等担当）

### (1) 校内研究推進校への支援について

H24年度に始めた校内研究推進事業は、H29年度から学校種別のグループでローテーションを組み直し、7年に1度の授業公開を行っている

る。各学校の実態に応じた校内研究の充実を図ることができるよう、支援の内容や時期を検討する必要がある。

## (2) 教育センター研究協力事業の在り方について

大学教授やNPOとの連携も含め、先進的な研究となり得るように、教育センター研究協力事業の在り方の検討を行っている。

## (3) 研修員による調査研究について

新学習指導要領の全面実施に向けて、各学校のニーズに応じた研究内容となるように、長期研修員及び非常勤研修員による調査研究の在り方について検討する。また、教員の若年化にも対応した調査研究としていく必要がある。

## (4) 研究発表会の在り方について

1年間の研究内容や成果が、参加者をはじめ、学校・園により伝わるような方法や多くの先生方が参加しやすい運営を目指して、教育センター発表会の改善を図る必要がある。

## (5) 教育の情報化の推進支援について

教員のICT活用指導力の向上を図るために、全4回のICTリーダー養成研修を行っている。また、2020年度に小学校で必修化されるプログラミング教育は、教育センター研究協力事業対象校をはじめとする、プログラミング教育推進事業対象の4校を中核とし、全市に広めている。

# ○福岡市教育センター条例

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行うことを目的として、教育センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福岡市教育センター
- (2) 位置 福岡市早良区百道三丁目

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校教育及び社会教育に関する専門的、技術的事項の調査研究
- (2) 教育関係職員の研修
- (3) 教育相談
- (4) 視聴覚教育に関する資料の収集、保管及び供用
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 センターに所長及び研究員を置く。

2 センターは、前項に定めるもののほか、事務職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の職員は、市立学校教職員をもつてこれにあてることができる。

(委任)

第5条 この条例で定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

# ○福岡市教育センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡市教育センター条例(昭和32年福岡市条例第24号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、福岡市教育センター(以下「センター」という。)の組織運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 センターの事務を行うため、センターに次の課及び係を置く。

管理課

管理係

(事務分掌)

第3条 センター及び課の事務分掌は、次のとおりとする。

管理課

- (1) センター内の連絡調整に関すること。
- (2) センターの施設設備の維持管理に関すること。
- (3) 学校その他の教育機関との連絡に関すること。
- (4) その他各課の主管に属しないこと。

センター(管理課を除く。)

- (1) 研修・研究の企画及び実施に関すること。
- (2) 学校における研修・研究の支援に関すること。
- (3) 情報教育に関する研修・研究に関すること。
- (4) 教育情報の収集及び提供に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

(所長、課長及び係長)

第4条 センターに所長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 前項の職員のほか、特に必要なときは、課に主査を置く。

- 3 所長，課長，係長及び主査は，職員のうちから命ずる。
- 4 所長，課長及び係長は，上司の命を受けてセンター，課又は系の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。
- 5 主査は，上司を助けて特定の事務を処理し，所属職員を指揮監督する。

(ユニット制組織に配置する課長及び係長)

第5条 センターは，ユニット制組織(所長がセンターに置かれる課長(課に置かれる課長を除く。)，係長(係に置かれる係長を除く。)，主任指導主事等(第6条第1項の主任指導主事等で，課に置かれる主任指導主事等を除く。以下この条において同じ。))及び職員の指揮命令系統を決定する権限を有する組織であって，課長，係長，主任指導主事等及び職員のいずれもが指揮命令を受ける直属の上司を1人だけ有するものをいう。)とする。

- 2 前条の職員のほか，センターに，センター(管理課を除く。)の分掌事務を処理する別表別表第1に掲げる職名の課長又は係長を置く。
- 3 別表別表第1に掲げる職名の課長又は係長は，職員のうちから命ずる。
- 4 所長は，センターに置かれる課長，係長，主任指導主事等及び第7条第1項の職員について，これらの者が指揮命令を受ける直属の上司が1人となるように，指揮命令の系統を決定する。
- 5 別表別表第1に掲げる職名の課長及び係長は，上司の命を受けて所長の指定する事務を処理し，当該事務に従事する職員を指揮監督する。
- 6 第2項に定める課長及び係長について必要な場合は，別表別表第1に定める職名以外にセンターで定めた呼称を用いることができる。

(特命担当の課長及び主査)

第5条の2 前2条の職員のほか，センター又は課に，別表第2に掲げる特命事項に係る事務を処理する特命担当の課長又は主査を置く。

- 2 前項の職員のほか，特に必要なときは，センター又は課に特命担当の課長又は主査を置く。
- 3 特命担当の課長及び主査は，職員のうちから命ずる。
- 4 特命担当の課長及び主査は，上司を助けて特定の事務を処理し，所属職員を指揮監督する。

(主任指導主事等)

第6条 第4条の職員のほか，専門的事務を担当させるため，センター及び課に所要の主任指導主事，指導主事及び研究員(以下次項，第3項及び第7条第1項において「主任指導主事等」という。)を置く。

- 2 主任指導主事等は，職員のうちから命ずる。



3 主任指導主事等は、上司の命を受けて専門的事務を処理する。

(課員等)

第7条 課長，係長，主査及び主任指導主事等のほか，センター及び課に所要の職員を置く。

2 特命担当の課長又は主査(以下この項において「特命担当の課長等」という。)のほか，特命担当の課長等の下に所要の職員を置く。

32 前項前2項の職員は，上司の命を受けて分担する事務を処理する。

第8条 職員のほか，センター及び課に所要の補助職員を置く。

2 補助職員は，囑託員及び臨時職員とする。

3 補助職員は，上司の命を受けて職員の担当する事務を補助する。

第9条 前2条の職員がその直属の上司として指揮命令を受ける職員は，課長が係長について定める。ただし，センターの職員については，所長が別表別表第1に掲げる係長について定める。

2 前2条の職員の事務分担は，課長の承認を受けて係長又は主査が定める。ただし，センターの職員の職務分担は，別表別表第1に掲げる係長が所長の承認を受けて定める。

(職務権限の代行)

第10条 所長に事故がある場合又は所長が欠けた場合において特に事務取扱者を命じないときは，課長がその所掌する事務について所長の職務権限を代理して行う。ただし，重要又は異例な事務については，教育次長の指揮を受けなければならない。

2 課長に事故がある場合又は課長が欠けた場合において特に事務取扱者を命じないときは，係長，主任指導主事又は主査がその所掌する事務について課長の職務権限を代理して行う。ただし，重要又は異例な事務については，所長の指揮を受けなければならない。

3 前2項の規定により所長又は課長の職務権限を代理して行う者がいないときは，所長の職務権限は教育次長が，課長の職務権限は所長が行う。

(勤務)

第11条 センター職員の勤務については，福岡市教育委員会事務局職員の例による。

(運営委員会)

第12条 センターに運営委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会は，所長の諮問に応じセンターの運営について意見を述べる。

3 委員会の委員は，30人以内とし，次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立学校の校長
- (2) 市立学校の教員
- (3) 福岡市社会教育委員
- (4) 学識経験者
- (5) 市教育委員会事務局職員

4 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日)

別表第1別表

(平成27教規則7・追加, 平成30教規則7・旧別表・一部改正)

課長		係長	
職名	数	職名	数
研修・研究課長	2	研修・研究係長	3

別表第2

(平成30教規則7・追加)

1 特命担当の課長

所属	特命事項	数
教育センター	デジタルコンテンツ推進	1

2 主査

所属	特命事項	数
教育センター	デジタルコンテンツ推進	1